

工事検査時の注意・確認事項等について

平成 3 1 年 3 月
総務部技術管理課

本市発注工事の適正な施工及び一層の品質向上を図るため、近年の工事検査時において、見受けられた注意事項等を踏まえ、特にご注意、ご確認いただきたい事項を下記に掲載いたしますので、今後の施工管理、工事書類の作成及び検査受検時の参考にしてください。

記

◆工事検査時の注意・確認事項等

§ 1. 基本的事項

- ・ 現場代理人等は、現場状況を十分に把握しているか。
 - 下請業者任せの現場管理となっていないか。
 - 検査員からの質問に対し、現場代理人が的確に回答できるか。
- ・ 工事請負契約約款、特記仕様書等を十分に理解しているか。
- ・ 着工前調整会議時に、現場照査結果の報告がされているか。
- ・ 協議、承諾、報告等が書面により記録されているか。
 - 特に、約款第 1 8 条（条件変更等）に関する書類に不備はないか。
- ・ 中間検査時に、着工前に提示すべき書類に不備はないか。
- ・ 総合評価方式による受注工事については、技術資料に基づく履行確認が適切に実施されているか。
- ・ 設計図書間に相違がある場合の優先順位を適切に理解しているか。 (※)

〈凡 例〉 (※) 建築工事、設備工事及び電気工事に関する事項

§ 2. 施工計画書

- ・ 現場条件を反映した内容で作成されているか。
- ・ 計画書記載内容と現場施工方法（品質管理等含む）が一致しているか。
- ・ 設計変更が生じた際、その都度、変更施工計画書が提出されているか（軽微な変更を除く）。
- ・ 品質管理項目、出来形管理項目が具体的に記載されているか。
- ・ 試験内容（手順や基準値、試験規定値）は、記載されているか。 (※)
- ・ システムの性能及び機能に関する試運転方法（測定、試験、運転等）が確認できるか。 (※)

- ・総合計画書のほかに、工種別施工計画書（施工要領書を含む）が作成されているか。 (※)

§ 3. 工程管理

- ・全体工程管理は、適切に行われているか。
 - 進捗状況に応じ、適宜計画の見直しや調整が行われ、適切な工程管理ができていているか。
 - 遅れが生じている要因を正確に把握し、適宜対処されているか。
 - 契約締結後速やかに、資材調達や施工に必要な官公庁等への手続き（特に電気関連会社）が行われているか。

§ 4. 工事書類・工事写真

- ・施工体制台帳は、適切に整備されているか（下請業者の漏れ等はないか）。
- ・工事写真は、分かりやすく整理され、重要な箇所が撮影されているか。
 - 不可視部分の施工状況、出来形は、撮影されているか。
- ・現場作業時間外の保安状況が提出書類・写真で確認できるか。
- ・安全管理書類（特に仮設工）の提示がされているか。
- ・検査時の議事録は、整備されているか。

§ 5. 施工・出来形等

- ・官民境界や測量基準点等の確認が事前に実施されているか。
- ・竣工図と現場出来形は、一致しているか（社内検査の実施状況）。
- ・建設廃棄物処理委託契約の内容について、事業者（元請業者）との契約相手方である収集運搬会社、処分会社の取扱い許可品目を許可証等で確認されているか（特に廃石綿、水銀、PCB）。 (※)
- ・工事目的物の仕上がり状況及び、供用する上での問題等はないか。
 - 工事目的物への有害な傷等の有無。
 - クラック、水溜まり、曲がり等は無いか。 (※)
 - 墨、養生材の跡、汚れ等は残っていないか。 (※)
 - 使い勝手に不具合は生じていないか。 (※)
- ・現場掲示が必要な標識類が、適切に掲示されているか。

§ 6. 変更手続き

- ・条件変更等の協議、変更手続き等に不備は無いか（設計変更ガイドラインを理解し、適切に手続き等が行われているか）。

以上